



第56回 東京地方裁判所委員会報告

【東京地方裁判所委員会 委員】
井上 寛 Hiroshi Inoue
(第二東京弁護士会) (40期)

～「障害のある裁判員(候補者)に対する裁判所の取組」について～

令和4年11月14日(月)上記テーマで講演等が行われました。

裁判員裁判とは、無作為に選出された6人(裁判員)が、重大な事件(死刑・無期懲役刑のある殺人・現住建造物等放火・通貨偽造等)について、第1審で刑事裁判に参加する制度です。裁判員は、被告人が有罪か否かと、量刑も判断し、3人の裁判官とともに、1人1票の権利を持って裁判を行います。

平成21年5月21日開始の裁判員制度は、刑事裁判に国民の様々な視点を反映させ、刑事裁判に対する国民の信頼をより高めることを目的としています。

裁判員の参加日数は6日前後です。裁判所に10時までに集合し、遅くとも17時には解散できます。裁判員裁判の開始から13年間に、約11万4000人が裁判員となり判決を下しています。

「被告人が行った行為にふさわしい責任を考える」ことを目的としている裁判員制度が国民の間に定着してきた状況といえます。

裁判員の氏名や住所等の個人情報被告人に知らせることはなく、裁判員への接触は法律で禁止されており、安全な状況を確認しています。法律の知識は、裁判官や検察官や弁護士が分かりやすく説明し、それでも分からない場合はいつでも質問できます。

精神的なショックの大きい刺激の強い証拠は、必要なとき以外は見せることがないように配慮しています。選任手続においても、担当する予定の事件に刺激の強い証拠があるかを説明しており、辞退も可能です。

裁判員は、18歳以上(令和5年2月以降)の選挙権のある人から選ばれますが、禁錮以上の刑に処せられた人や法曹三者・国会議員等は就職禁止事由となり、70歳以上の人や重い病気等のある人、事業や社会生活上の重要用務(育児・介護等)のある人は辞退が認められています。

裁判員は、恣意的に選ばれるのではなく、3回の無

作為の抽選(クジ)によって選任されます。

今回は、障害を有する裁判員候補者への合理的配慮の提供についての裁判所の取組が説明されました。

まず、裁判員候補者名簿登載者となった人に通知後、重い疾病等の一定の事由がある人に通年辞退事由の有無や希望を調査票で確認し、理由がある場合には、名簿にその旨を登録し、呼出しを行わないようにしています。

具体的事件で候補者となった人への合理的配慮として、サポートに関する相談窓口があり、その情報を呼出状に同封し、サポート内容を確認の上、必要とするサポートを行います。具体的な記載がなくても、詳細な意向確認を行うようにしています。心身の障害を理由とする辞退申出の場合は、裁判所が具体的な事情を踏まえ辞退の可否を判断し、呼出しの取消しを行っています。

裁判員となった人への合理的配慮としては、補聴器、骨伝導式補聴器、磁気方式による補聴システム(難聴者の席周辺にループを設置し、ループアンテナ内で補聴器等により受信する音声を増幅させるもの)、筆談器、拡大ルーペ、拡大読書器、点字翻訳機器、点字ラベル作成機能付きラベルライター、音声コード用機器(活字文書の読み上げ等)、昇降机等が準備されています。

裁判員選任手続の当日の合理的配慮として、敷地内駐車場の確保、車椅子の貸出しや移動補助、資料拡大・点字印刷、代筆などの記入補助、手話通訳、要約筆記者の手配等や、申出により当日の手続の辞退なども具体的事情を考慮しながら行っています。

以上のとおり、障害のある人たちの参加の拡大のため、各選任段階での合理的配慮を中心に、円滑に参加できるように配慮されていることを強く感じた次第です。📌

※地裁・家裁の各委員会でも取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者(第二東京弁護士会司法調査課 電話番号 03-3581-2259)までご連絡ください。